

平成19年 第21回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年12月13日（木）午前9時31分

場 所：教育委員会室

平成19年12月13日

## 東京都教育委員会第21回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

- 第 94号議案 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼外1  
～第 95号議案 件について
- 第 96号議案 東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について
- 第 97号議案 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の制定外1件につ  
～第 98号議案 いて
- 第 99号議案 東京都公立学校長の任命について
- 第100号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
- 第101号議案 平成19年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成19年度全国学力・学習状況調査の結果について
- (2) 平成19年度東京都教育委員会企業等表彰について

委員 長	木 村 孟
委 員	米 長 邦 雄
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	竹 花 豊
委 員	中 村 正 彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中 村 正 彦
	総務部長	志 賀 敏 和
	学務部長	新 井 清 博
	人事部長	松 田 芳 和
	福利厚生部長	秦 正 博
	指導部長	岩 佐 哲 男
	生涯学習部長	三田村 みどり
	特別支援教育推進担当部長	荒 屋 文 人
	人事企画担当部長	直 原 裕
	教育政策担当参事	石 原 清 志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	森 口 純
（書 記）	教育政策室政策担当課長	黒 崎 一 朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成19年第21回定例会を開会させていただきます。

まず取材・傍聴関係でございます。報道関係は東京MXテレビ1社のみであります。個人は5名の方からの傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——また、冒頭、MXテレビからカメラ撮影の申込みがございましたので、よろしくお願いたします。それでは、入室していただいでください。

### 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人でございますが、高坂委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願いたします。

### 前々回の会議録

【委員長】 前々回11月8日、第19回定例会の会議録につきましては、先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第19回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回11月22日、第20回定例会の会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

非公開の決定の件でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第99号議案から第101号議案及び報告事項（2）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については御了承いただいたということで取り扱わせていただきます。

## 議 案

第94号議案 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼外1件  
～第95号議案 について

【委員長】 第94号議案及び第95号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼外1件についての説明を学務部長、お願いいたします。

【学務部長】 第94号議案及び第95号議案の説明をさせていただきます。

第94号議案は東京都立学校設置条例の一部を改正する条例、第95号議案は東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

まず、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。内容でございますが、別表2及び別表4の改正でございます。高等学校の部でございますが、平成20年3月31日をもって廃止となる都立小石川工業高等学校、都立上野忍岡高等学校、都立玉川高等学校、都立大島南高等学校の4校につきまして、名称及び位置を削るものがございます。

次に、都立府中工業高等学校の位置の変更でございます。これは、敷地の合筆により、位置を改めるものがございます。

次に、特別支援学校の関係でございますが、学校教育法の一部を改正する法律によりまして、別表4の特別支援学校の項の名称中、「養護学校」を「特別支援学校」に改めるものがございます。ただし、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校と知的障害が軽い生徒を対象といたします高等部を設置する特別支援学校につきましては、「学園」という名前にさせていただきたいと思っております。このうち、都立町田養護学校、都立多摩養護学校につきましては、「町田学園」、「多摩学園」という名称の学校、福祉施設がございますので、都立町田養護学校につきましては「町田の丘学園」、都立多摩養護学校につきましては「多摩桜の丘学園」という名称にさせていただきたいと思っております。

次に、東京都立学校設置条例施行規則の一部改正でございます。高等学校の関係で

ございますが、まず分校の設置と廃止でございます。都立高校改革推進計画によりまして、平成20年4月に都立武蔵高等学校附属中学校が設置されます。それに伴いまして、現在都立武蔵高等学校にございます定時制課程の第3学年及び第4学年に在籍する生徒の通学場所を都立荻窪高等学校の中に設けるため、都立武蔵高等学校荻窪分校の設置をいたします。それから、都立小石川高等学校一橋分校に在籍者がいなくなりますので、一橋分校を廃止するというところでございます。

次に、高等学校の課程の廃止でございます。現在、募集停止をしている16校の課程につきまして、平成20年3月31日で廃止をするということでございます。

次に、特別支援学校については先ほどお話しいたしました名称の変更など条例改正と同様の内容について規則改正を行うということでございます。

条例の改正につきましては、平成20年第1回東京都議会定例会に付議をさせていただきたいと思っております。

条例及び規則の施行につきましては、平成20年4月1日からと考えております。よろしく願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

**【委員】** 異議ではないですが、都立小石川工業高等学校という学校が新宿区にあって、都立小石川中等教育学校という学校が別にありますね。設置の経緯からなのでしょうが、一般の人にとって紛らわしくないでしょうか。こういうケースはほかにもありますか。

**【学務部長】** 例えば、都立四谷商業高等学校は中野区にあります。設置された当時の場所の名前を付けて、その後移転しても、そのまま名前を変えないというケースだと思います。

**【委員】** しかし、小石川が二つあると紛らわしい気がします。

**【学務部長】** 工業高等学校と同じ名前の普通科高等学校があるという例はございます。なるべく紛らわしい名称とならないように考えていきたいと思っております。

**【委員長】** それでは、この件につきましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

第96号議案 東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

【委員長】 第96号議案、東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を特別支援教育推進担当部長、よろしくお願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、第96号議案資料により御説明申し上げます。

改正の内容でございますが、まず（1）東京都立特別支援学校寄宿舎の名称の変更に伴う改正でございます。これは、東京都立特別支援学校の個別の名称が平成20年4月1日から変更されることに伴いまして、必要な規則改正を行うものでございます。

次に（2）東京都立特別支援学校寄宿舎の閉舎に伴う改正でございます。これは平成16年11月に策定いたしました東京都特別支援教育推進計画第1次実施計画に基づく寄宿舎の再編整備に伴う規則改正を行うものでございます。現在、東京都立八王子養護学校寄宿舎の建物は、都立八王子盲学校の寄宿舎の建物と合築となっておりまして、それぞれの学校がそれぞれの寄宿舎の運営を行っております。東京都立八王子養護学校の寄宿舎を、平成19年度末をもって閉舎いたしまして、平成20年度からは東京都立八王子盲学校が寄宿舎の建物全体を一括運営していくこととするものでございます。

なお、平成20年度からは、当該寄宿舎におきまして、視覚障害と知的障害、双方の児童・生徒を受け入れていく予定でございます。

（3）につきましては、規定の整備による改正でございます。

規則の施行期日につきましては、平成20年4月1日でございます。

公布につきましては、平成20年第1回東京都議会定例会におきまして、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例が可決され、学校の名称変更が確定した後となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

第97号議案 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の制定外1件について  
～第98号議案 いて

【委員長】 第97号議案及び第98号議案、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の制定外1件についての説明を人事企画担当部長、よろしくお願いいたします。

【人事企画担当部長】 第97号議案、第98号議案資料を御覧ください。都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の制定外1件でございます。

前回、11月22日の教育委員会で講師条例を改正し、定年退職者等を対象に、新たに非常勤教員の制度を設けるという件につきまして御報告したところでございますが、今回はその勤務条件等を定める規則を制定するものでございます。

規則の概要ですが、第1条で目的を記しております。第4条、第5条で職務を定めております。日勤講師は学習指導のほか、校長が分掌した校務その他学校教育に関する職務に従事するとしております。また、日勤講師は非常勤教員と称するとしております。

以下、第7条以降で勤務条件を定めておまして、第7条で任期が年度単位であること、4回まで更新可能、つまり最大5年間であることを定めております。第16条で勤務時間の特例としまして、定時制勤務の場合の勤務時間を定めております。第17条で勤務日数が原則月16日勤務であること、第18条で、土日等にも勤務日を割り振ることができることを定めております。第26条で報酬を月額19万6,900円としております。これは、これまでの再雇用と同じ金額でございます。

施行は平成20年4月1日としております。

また今回、日勤講師を設置することに伴い、従前からありました都立学校等に勤務する講師に関する規則を都立学校等に勤務する時間講師に関する規則と改めるもので



ございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【委員】 今、これを改正するのは大いに結構ですが、見通しとしてはどのくらいの人数が参加してくれそうですか。

【人事企画担当部長】 これまでの申込みの率を参考にしまして、また、これから定年退職者が増えていくということを考えますと、毎年新たに1,000人ぐらいに応募していただけると見込んでいます。ピーク時には恐らく5,000人から6,000の方がこの日勤講師になるのではないかと見込んでおります。現在、再雇用の方が3,000人いるわけですが、ピークではそのくらいになるだろうと見込んでおります。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

## 報 告

### (1) 平成19年度全国学力・学習状況調査の結果について

【委員長】 報告事項(1)平成19年度全国学力・学習状況調査の結果について、説明を指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 それでは、報告資料(1)に基づき、平成19年度全国学力・学習状況調査について、報告をさせていただきます。

まず調査の内容でございますが、調査の対象学年につきましては、小学校6年生、特別支援学校小学部の6年生、中学校3年生、中等教育学校の3年生、特別支援学校中学部の3年生でございます。ただし、特別支援学校につきましては、調査教科について、下学年の内容の指導を受けている児童・生徒と知的障害のある児童・生徒は対象から外れております。

調査を実施した学校、児童・生徒数でございますが、調査日は本年4月24日でございます。この日に調査を実施した学校、児童・生徒数は、小学校は、特別支援学校小学部を含めまして1,335校、児童数は8万7,238人、中学校は、中等教育学校、特別支援学校中学部を含めまして645校、生徒数は6万7,754人でございます。

なお、特別支援学校小学部、中学部では対象学校数と実施学校数に差がございますが、それぞれ対象になっている児童・生徒が欠席、あるいは体調不良のため実施ができなかったということでございます。また、中学校におきましても、4月24日に実施ができなかった学校が3校ございますが、この学校は事前に修学旅行の日程が決まっておき、当日、実施ができませんでした。この3校につきましては、4月25日以降に実施をしております。

調査内容及び調査方法でございますが、まず教科に関する調査の教科につきましては、小学校が国語と算数、中学校が国語と数学、これをペーパーテストの形式で実施いたしました。

なお、A問題というのは主に知識に関する問題、身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容等でございます。もう一つ、B問題は主として活用に関する問題、知識・技能等を様々な場面に活用する力などを問う問題でございます。

併せて、生活習慣や学習環境等に関する調査も実施したところでございます。

次に教科に関する調査結果の分析と考察でございます。まず、小学校の調査結果の概要でございますが、東京都の正答率と全国の正答率を比較しております。東京都の正答率は、国語Aが82.8パーセント、国語Bが66.0パーセント、算数Aが83.7パーセント、算数Bが65.7パーセント、全国の正答率と比較しますと、いずれも全国を上回っております。

国語、算数ともに、知識を問うA問題につきましては、相当数の児童が今回出題している学習内容をおおむね理解していると考えられます。しかし、国語、算数とも、活用に関するB問題では正答率が60パーセント台ということで、知識・技能を活用する力に課題があると考えられます。

知識・技能を活用する力に課題があると考えられる実際の例を、国語と算数1例ずつ示させていただきました。今日は算数の例をとりまして、知識・技能を活用する力

に課題のある例を説明させていただきたいと思います。

「全国学力・学習状況調査報告書」の96ページを御覧ください。左下に問題の図がございます。「次の図形の面積を求める式と答えを書きましょう。」ということで、(1)に平行四辺形がございます。これは知識を問うA問題でございますが、底辺の長さ、高さが具体的に示されたものにつきましては、東京都の児童の正答率は96.6パーセントでございました。

次に、101ページを御覧いただきたいと思います。右下の「(3)ひろしさんの家の近くに東公園があります。東公園の面積と中央公園の面積では、どちらのほうが広いですか。答えを書きましょう。」という問題でございます。中央公園と示してありますが、これが平行四辺形で、東公園は長方形でございます。この二つの図形の面積を比較して、どちらが広いかを答える問題でございます。この問題におきましては、中央公園、東公園を比較して、正答を出せた児童は東京都におきまして24.0パーセントということでした。同じ平行四辺形の面積を問う問題でも、先ほどの96ページのように直接底辺、高さが与えられているものは正答率が大変高いのですが、いわゆる応用問題や日常生活の中で知識・技能を活用するような場面では、正答率がかなり低くなっているような状況がございます。

どんな誤答があるかといいますと、中央公園の面積は、底辺の長さが70メートルで、高さが右側にあります150メートルですが、中央公園の面積を出すのに70メートルと斜辺の160メートルを掛けて面積にしている児童がかなり多く見られます。そういう誤答をしているものが33パーセントございました。

こういう状況がございまして、調査の結果、学校においてどういう指導をしていただきたいかということを示してあります。「指導方法の改善・充実のポイント」として、「問題解決のために必要な条件を自分で選択し、問題を解決する指導の充実を図る。」というものがございます。左上の枠の中に平成17年度とありますが、これは都の学力調査で出題した問題です。方眼紙の中に数値等を入れずに平行四辺形を置いたもので、個人差はありますが、面積を求めるために必要な情報を、それぞれ必要な時間をかけて試行錯誤し、自分でどこが底辺でどこが高さかということを確認しながら、升目の数で底辺、高さを求めさせるというような学習が有効かと思われ

ます。

あるいは、平行四辺形の面積を出すためには、底辺の14センチと高さの12センチだけのデータがあれば出てくるわけですが、それ以外にも13センチとか15センチと示したようなほかのデータも含めたものの中から、必要なデータを児童自身が選び出すというような活動を授業の中に取り入れていくことが、今言ったような課題への対応になってくるのではないかと思っております。

続きまして、中学校の調査結果の概要でございます。中学校の調査結果につきましては、知識を問うA問題、活用を問うB問題、いずれもほぼ全国の正答率と東京都の正答率は一致しております。中学校におきましても、知識を問うA問題につきましては、学習内容をおおむね理解していると考えられます。しかし、小学校と同様にB問題につきましては、国語、数学と見ますと、やはり知識・技能を活用する力に課題があると考えられます。

続きまして、生活習慣や学習環境等に関する調査結果の概要でございます。児童・生徒に対し、質問紙で行った調査でございます。

まず、学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどのくらいの時間、勉強をしますかという質問でございます。東京都では3時間以上学習している児童が21.7パーセント、それに対して全国では3時間以上学習している児童が10.9パーセントということで、東京では、3時間以上学習している児童が全国に比べて倍ぐらいいるという状況でございます。

学校の授業以外の学習時間と平均正答率の関係を示しておりますが、当然でございますが、学習時間をかけた方が平均正答率が高くなるという状況を示しております。

中学生になりますと、3時間以上学習している生徒が東京都で12.1パーセント、全国で9.7パーセントで、都と全国の差があまり大きく開いていない状況が出ています。

学習時間と平均正答率については、同様の関係を読み取ることができます。

続きまして、携帯電話の所持及び利用でございますが、携帯電話で通話やメールをしていますかということをお問うた質問でございます。小学生は、全国で72パーセントの児童が持っていない、都では57.1パーセントの児童が持っていないという状況でございます。時々携帯電話で電話をしている、メールをしている、あるいはほぼ毎日し

ていると答えた児童の割合は、東京都が合計で36.1パーセント、全国は22.3パーセントですので、東京の方が13.8ポイント高くなっております。

携帯電話と平均正答率の関係を見てみますと、小学校の場合ですと、国語では、ほぼ毎日しているところが一番高い数値になっております。算数につきましては、時々しているところが高いというデータが出ております。

中学校になりますと、携帯電話、あるいはメールを時々している、ほぼ毎日していると答えた生徒の割合が、東京都で67.1パーセントでございます。全国と比較いたしますと、東京の方が12.1ポイント高いという状況がございます。

中学校になりますと、携帯電話を持っていないと答えた生徒が、国語Aから数学Bまでの平均正答率がすべて高くなっております。

続いて、学校に対する調査でございます。1学級当たりの児童・生徒数と平均正答率の関係について示したものでございます。小学校、中学校のグラフがございしますが、21人から25人の規模、36人から40人の規模で、国語、算数、あるいは国語、数学のA、B問題それぞれの平均正答率をグラフにあらわしたものでございます。1学級当たりの児童・生徒数と平均正答率との関係には関連は見られないということが分かりました。

次に外部評価の実施についてでございます。これは保護者や地域の人などが外部評価者になり、委員会などにその外部評価者が入って学校の評価をしているかということを経理先生に問うた質問でございます。小学校では外部評価を実施している学校の割合が、東京都では75.0パーセントということで、全国に比べて18.9ポイント高い数値が出ております。中学校におきましても同様に、東京都の方が19.8ポイント高い数値となっているところでございます。

以上、調査の結果について概要を説明させていただきました。

なお、今回の調査をした結果、どういう改善を施したら良いかということを経理の問いごとに付したこの報告書を、各学校、区市町村教育委員会に配布し、また指導主事の連絡会等にも活用いたしまして、授業改善に努めていただくよう進めてまいりたいと思っております。

なお、都の調査と並行して、授業改善推進プランというものを全校で作成し、実施

していただいているところをごさいますて、全国学力・学習状況調査の結果も授業改善推進プランの改善、充実に生かしていただくように働きかけてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【委員】 中学校の調査対象は、公立学校だけですか。それとも、私立学校も入っているのですか。

【指導部長】 東京都の場合、私どもにデータをいただいているものは公立中学校だけです。私立学校のデータについては、私どもにはいただいております。

【委員長】 調査対象には私立学校も入っています。全国では私立学校の60パーセント参加しています。公立は100パーセントに近い。国立も小学校は100パーセント、中学校は98パーセント程度。私立学校は全国平均すると60パーセントです。東京都は若干少なかったと思います。東京都はどのくらいか、パーセンテージは御存じですか。

【指導部長】 数そのものについては、私どもも把握しておりません。

【委員長】 全国レベルでは、60パーセントの私立学校が入っております。ですから、小学校で112万だったか、はっきり覚えていませんが、98パーセントぐらいの同年代の子供が参加しているという状況です。

【委員】 勉強の時間は東京都の方が全国に比べて多い割には、調査の結果が同点ということは、どのように分析すれば良いのでしょうか。

【指導部長】 小学校については差が少なく、全国とも差がそれほどないような状況ですので、小学校はかなり上の方の位置にあります。中学校につきましては、もしかすると小学校卒業後、公立以外の私立学校に進学しているということも関係があるのではないかと考えております。

【委員長】 データが大都市部、中核都市、それ以外の都市、市町村、山間へき地と分けて出されています。山間へき地と大都市を比べると、学校以外に勉強している時間はあまり差がありません。これは、山間へき地でも補習授業がかなり行われているからです。今回の調査で分かったのですが、驚くべきことに、大都市部と山間へき

地部で成績にほとんど差がありません。人口1億人の国で、このような状況を作り出している国はないと思います。中学校になると当然成績がばらついてくるのですが、それでも5ポイントぐらいしか差がありませんから、本当にすごい結果だと思います。

今回調査対象になった子供たちは、平成15年の調査結果で非常に良い成績を挙げた子供たちです。ですから、そういう意味では学力がかなり身に付いてきていると考えてよいと思います。

私、これを見てもう一つ驚いたことは、先ほど御紹介がありましたA問題とB問題の正答率です。応用問題は昔から難しいと相場は決まっております、B問題の正答率が下がるのは当然です。しかしながら、中学校の国語のB問題の正答率が非常に高い。知識を問うA問題の方は81.6パーセントですが、B問題でも72パーセントという非常に高い正答率になっています。これも驚くべき事です。学力については、PISA（OECD諸国の生徒の学習到達度調査）の結果でいろいろ言われましたが、かなり回復してきていると考えてよいように思います。

今回も質問紙調査が行われておりまして、この資料に出ているのは学校以外の勉強時間のことなどだけですが、いろいろな項目について質問がなされています。これによると、平成13年、15年、19年と、子供たちの意識がかなり高まってきています。理科好き、算数好きという子供たちが増えています。数学の問題ができなかった場合にしつこく何とか正解を得るまで頑張るかという質問だけが、今回、パーセンテージが下がりましたが、あとはすべて非常に良い方向へ向かっています。喜ばしいことです。

**【委員】** 今日が私の教育委員会の定例会で議事録に残る最後の発言になりますので、学力調査の結果を踏まえて、どうあるべきかということを発表しておきたいと思えます。たまたま今日、その発表を踏まえてというわけではないのですが、朝日新聞社が私の原稿を載せてくれて、そこにはゆとりというものがいかに大切なことであるかを書きました。

その前に、野依先生ともお目にかかりまして、いろいろお話を聞かせていただく機会がありましたが、今の教育で一番欠けているものは何かというと、情報とか真実というものが世の中にあって、それを知識として身に付けることが学校であり、勉強ができるということはそういうことだということが前提として成り立っている。つまり、

情報や真実を知識として身に付けるということに日本は全力を注いできて、知識を身に付けることがすなわち勉強ができること、点数が良い、こういうことだと。それがA問題の知識のところでは。

今度はB問題ですが、概要版の2ページに小学校の調査結果の概要が出ています。確かに委員長のおっしゃられたとおり、活用のところが伸びたのだろうとは思いますが、例えば数学などは、知識のA問題は東京都は83.7パーセントの正答率ですが、Bの活用になると65.7パーセント。確かに伸びているとはいっても、依然として問題がある。

それから、PISA（OECD生徒の学習到達度調査）の結果発表でも、日本の子供たちは考える力、理解力、応用力が落ちているという指摘がなされているわけです。それが極端に落ちている。そこで、どうしたら良いのだろうかと考えたときに、情報とか真実を知識として身に付けることは、あくまでも児童・生徒が受け身になっていて、先生から言われたとおりのこと、教科書学習によって知識を身に付けるというところまでなのです。問題は、活用するということが知恵なのです。知識を身に付けると同時に知恵を付ける、それが生きる力をはぐくむということであって、このところがおろそかにされている。

今、学校の教育の中で、知恵を付ける、活用する、考える、理解するというのは、総合的な学習の時間の中にしか入っていないのです。理念をほかの教科に散りばめてもらいたいということを原稿には書きましたが、一番大事なことは何かというと、これ以上、みんな知識を身に付けてどうするのか。携帯電話もある、インターネットもある、これだけ情報のはんらんしているときに、自分で持っていなくても、すぐに知識が自分の体の中に入ってくる。問題は、それをいかに応用するか、生かすかということですから、ここに活用とあるのですが、活用というのは知恵と置きかえて、知識の点数はこう、知恵の点数はこうだと。日本人は知恵が足りなくなったということが指摘されたのではないかと思います。

東京都教育委員会での私の任期は切れてしまいますが、来年の新しい学習指導要領改訂に向けて、東京都教育委員会が知識重視でなくて、知恵を身に付けるという時間が大変大切なことだと言い切って、声明文を出していただければと思います。これは



私の遺言に等しいものであるのです。なぜかといいますと、ゆとりというのは大事なものと分かっていると言いながら、しかし、マスコミに批判されると、はっきりとゆとり教育などと言っていないとか、いろいろな言い訳をするのです。きちんとゆとりはすばらしいものだった、しかし、ゆとりというのは誤解されたから、もう少し表現を変えて、活用とか、知恵を付けるとか、そのような時間だった、物の考え方だったのだということを浸透させていくことによって、生きる力をはぐくむことによって犯罪も防止されたり、いじめも少なくなったりということもあるのだらうと思います。中央教育審議会や教育再生会議が発表する前に、東京都教育委員会の考え方としてこれを出していただければとお願いをしておきたいと思います。

**【委員長】** 何かありますか。

**【教育長】** それに関連しまして、東京都教育委員会は、東京都教育ビジョンを既に発表しております。この中で委員が正におっしゃっているとおり、ゆとりの中ではぐくむ確かな学力、生きる力を東京都教育委員会は目指しているのですと示しています。いろいろ述べておりますが、多くの知識を教え込む教育から、自ら学び、自ら考える力など、生きる力をはぐくむ教育への転換を図ってまいりますと。これは我々の宣言になっているのです。

今お話のように、学習指導要領が来年改訂になり、国では教育振興基本計画をつくると思いますので、我々もこの教育ビジョンをどうするのか、来年考えざるを得ないと思います。また委員の方々に御議論いただきたいと思います。基本的な考え方はほとんど変わらないだらうと私どもも思っています。よろしくお願いします。

**【委員長】** 今、委員のおっしゃった活用の問題については、まさしくそのとおりだと思います。現行の学習指導要領の議論の際には、それほどはっきり哲学としては出ていませんでしたが、いわゆるA問題の段階、つまり知識を獲得するという段階、それを生活のいろいろな面に使う、あるいは獲得した知識を総合して使うという活用の段階、さらに、課題を解決する段階という三つのステップがあるということは従前から言われていたことです。しかし、平成10年の改訂のときには、このアイデアはきちんと出ていませんでした。

その結果どうなったかといいますと、もちろん知識があって活用があるということ

は、現行の学習指導要領の段階でも議論されていたのですが、時間が減らされたので、知識の獲得のところだけに日が当たってしまったのです。活用は、委員がさっきおっしゃったように、総合的な学習の時間に全部負いかぶせてしまいました。そういうことで非常に混乱が起きたことから、多分、委員もそうだと思いますが、総合的な学習の時間を減らすのは何事だという議論が出るのだと思います。日本経済団体連合会からも相当強く言われています。ただ、今回は主要教科の時間を増やしても、理科以外は主要教科の内容はそれほど増やさない。では、授業時間を増やすということはどういうことかということ、要するに知識を活用する力を子供たちに付けてもらおうということなのです。幸い、教育基本法の議論があったり、教育再生会議の議論があったりしたため、2年ほど新しい学習指導要領の実施が遅れましたので、議論する時間は十分ありました。そういうことで専門部会等も含めて、相当時間をかけて議論しましたので、プログラムとしては良いものができるのではないかと思います。

確かに総合的な学習の時間が減るということに対して、私自身も当初、若干抵抗があったのですが、議論をする過程で、活用の部分を主要教科の時間の中に落とし込むということで、納得いたしました。

**【委員】** 幾つか分からないところを御質問し、また御意見も申し上げたいと存じます。

まず一つは、過去の調査、平成13年、15年と比較して、顕著に変化があった部分がありますか。

**【指導部長】** 先ほど申し上げましたように、今までも活用にかかわる力が知識理解と比較すると十分でなかったということで、その傾向は今も変わらないと思っております。

**【委員】** 過去において同様の指摘がなされてきたわけですか。

**【委員長】** 全国悉皆の調査は中学校段階では40年ぶり、小学校段階は初めてです。今、委員が御指摘になった平成13年、15年は抽出ですから比較のしようがありません。私がよく引用します平成6年から7年、13年、15年、これは共通問題がありますので比較できるのですが、今度は共通問題が全然ありません。また、参加した児童数が10倍以上で、ほとんどの子供が参加していますので、これまでの結果と比較のしようが

ないという問題はあります。

ただ、日本の子供たちの知識の活用力が低いということは前から指摘されてきました。それが今、委員が御指摘になったように算数では出ているということです。ただ、先ほど申しあげましたように、中学校の国語については驚くほど高い数字が出ています。

【委員】 今の委員長のお話でよく分かりました。

それから、携帯電話の問題についてもお話がございましたが、児童については報告書の59ページ以降に、児童の生活習慣にかかわる項目がございます。こういうことについて過去と比較する資料は、平成13年、15年の中でも共通事項としてありますか。

【委員長】 これはあります。質問紙調査については同じことを聞いていますから、比較できます。

【委員】 そういふところと比べてみて顕著な差がありますか。児童の生活習慣、生徒の生活習慣もその後出てまいります。そういったところで顕著な差がありますか。

【委員長】 先ほど申しあげましたように、すべての面で良くなっています。パーセンテージの多い、少ないという問題はありますが、子供たちが答えた限りの数字を見ると、望ましい方向へ向いています。平成13年、15年、19年と比較すると、確実に改善されてきています。

【委員】 例えば児童が何時に寝ますかという⑧の調査結果があります。私は驚いているのですが、午後11時以降に寝るといふ子供たちが、東京都の場合24.4パーセント、要するに4人に1人の子供は11時以降に寝ている。こういう実態は、委員長がおっしゃるように改善された結果がこうなのですか。

【委員長】 東京都のデータはわかりませんが、全国のデータで見ると良くなっています。今、委員御指摘の数字については、東京都は全国平均より高いのではないのでしょうか。

【委員】 学力の方は私はあまりよく分からないので、児童の生活習慣にかかわる項目についての比較が可能な過去のデータを後で用意してください。

【指導部長】 過去の調査等、特に生活習慣にかかわる部分で比較できるデータを

そろえたいと思います。

【委員】 大事なことは、調査をせつかくするわけですから、その結果に基づいてどういう取組がなされて、その結果、どう改善されたのか。また、改善されなかったとすれば、何が問題だったのか。こういうことを確認して、今度の調査結果を生かすことが大事だろうと思うのです。東京都教育委員会がこういうことを承知するのはすごく大事ですが、それは問題のきっかけにすぎないわけで、この調査を生かして改善すべきところをどう改善するのか。この調査結果をどのようにしてそういう人たちに示していくのかということが大事だと思います。

その場合に、平成13年、15年の比較というのは、皆さん方が判断されるときの一つの情報だと思います。そうしたものと併せて示してあげないと、みんなその気にならないと思います。だから、そういう点をしっかりと踏まえて示していかないと、この調査の活用は難しいのではないかと思います。

活用をどうするのかということについての検討の前に、かなり改善されてきているというお話ではあるものの、例えばテレビゲームやインターネットをする子供たち、報告書60ページの⑩にあります、1時間以上という人たちが東京都内だけでも41～42パーセントを占めるわけです。本当かというのが私の実感なのです。こうした点は子供たちの学力や読解力にかなり大きな影響があるはずで、学力は学校だけで付けるのではないわけです。今、委員がおっしゃった知恵という点は学校だけではなく、家庭でも、子供たちの生活全般の在り方が影響するわけでしょうから、そうした点に非常にかかわりの深いものとして調査がなされたものであろうと思います。そうした点についても、もう少しきちんとフォローをして、こういうことを少し考えなければいけないという発信を、この調査を通じて東京都教育委員会の関心事項として示していくことが大事だと思います。

それから、調査の中身として私の感想といいますか、驚きを申し上げますと、73ページに、「自分には、よいところがあると思いますか」という質問があるのです。東京都内の子供たちの40パーセント近くの子供たちがいないと思っているか、あまりないと思っている。これは問題だと思います。中学3年生の、これから社会に出ていこうとする子供たちが、自分にはあまり良いところがないというのは問題だと思います。こ

それが委員長がおっしゃるように、良くなってきてこれだとすると、どうなっているのだというのが私の感想です。どんな子供にも良いところがある。その良いところを伸ばせと恐らく教育してきたはずなのに、その結果がこれではやってられない。何を教育してきたのかと私は考えます。

そういう点を東京都教育委員会の見方として、これはどうだろうというものがもっと発信されていかないと、調査結果を生かすことにならないと思います。その調査の発信の在り方について、せっかく一生懸命まとめられたものにどういう前書きを付けるのか分かりませんが、「はじめに」という東京都教育委員会名の文書、この1枚はあまりにも簡にして要を得過ぎて、気持ちが伝わらないと思います。せっかくここまでまとめたものを生かすことを考えて、調査報告書はこれとしても、それに何か付けてください。それを十分検討してほしいと思います。

あわせて、区市町村教育委員会でも同じような議論がなされると思うのですが、区市町村別のこういうものはないわけですか。

**【指導部長】** 区市町村がそれぞれで判断することになっております。

**【委員】** 例えば子供たちの寝る時間ですとか、そういうものについてもですか。

**【指導部長】** 同じデータが区市町村に行っています。

**【委員】** 東京都としては、区市町村ごとのデータは分からないのですか。

**【指導部長】** 都内の公立学校のデータは、国から提供を受けております。

**【委員】** もし有意な差があるのであれば、区市町村教育委員会にそれを示してあげないと、区市町村教育委員会は、私たちが東京都と全国との違いを見るような、同じような資料はつくれない。東京都全体ではこうだ、全国ではこうだ、うちの区ではこうだという比較が、有意なものとしてあり得るものがあるのであれば、それは教えてあげないと、区市町村教育委員会はこの調査を活用しようという気にならないのではないか。これがあるのであれば、きちんと情報提供をしてほしいと思います。

**【指導部長】** 各区市町村の学力のデータについては、文部科学省の実施要項の中で、都道府県の教育委員会が区市町村の教育委員会の成績のデータについて公表することがないようにという形になっております。私どもといたしましては、今回この報告書を区市町村教育委員会、学校にお配りいたしますので、既に区市町村教育委員会

が取り組んでいるところですが、改めて区市町村ごとに分析をきちんと進めるようにお願いしたいと思っております。

【委員】 区市町村別のものは、私どもも承知してはいけなくなっているわけですか。

【指導部長】 成績のデータについては、実施要項の中で都道府県の教育委員会が区市町村の教育委員会のデータを公表するようなことがないようになっています。

【委員長】 データは来ているわけでしょう。

【指導部長】 来ています。

【委員】 学力の問題はそれぞれいろいろあるのかもしれませんが、むしろ私の関心事は児童・生徒の生活習慣の問題と、それが学力にどう反映するのかということですから、そういうものは各区市町村も承知して、うちはこういう状況だということは知っておいてしかるべきだろうと思います。

【指導部長】 都の調査でも平成15年から実施しておりまして、やはり同じく生活習慣と学力との関係を出しております。そのことについて、単に学習面だけの指導をするのではなく、生活指導だとか学級経営の中で、先ほど委員がおっしゃったように、自己肯定感が持てるような子供とのかかわりの在り方とか、指導の仕方だとか、そういうことも含めて、単に本当の学習指導の面だけではなくて、総合的な取組をしなければいけない。さっき申し上げました授業改善推進プランというの、単にそれぞれの教科の中だけの授業をどう変えていくかということではなくて、学級経営だとか、教師の子供とのかかわりだとか、そういったものまで含めたもの、更にもっと言いますと、保護者とどのように連携をとっていくかということも含めて、改善プランを各学校でつくっていただいているところです。

【委員】 東京都で行っている調査と重なる部分はかなりありますか。

【指導部長】 傾向としては重なっております。基本的な生活習慣がしっかりできている、例えば前の日に次の日の授業の準備をすることなど、生活習慣がきちんとできている子供については学力の結果も高くなるという状況です。

【委員】 分かりました。区市町村ごとの話はそれなりに理解いたしましたが、各区市町村の要求がどこにあるかをよく見定めて、場合によっては区市町村ごとのもの

も活用していただくような方向で対処していただければと思います。

もう一つ、調査の活用の在り方として、保護者の方々、PTAの関係の団体にも、とりわけ生活習慣の問題についてはしっかりと情報発信をしていかなければいけないのではないかと思うのです。教育委員会や学校の中だけによく知られているというのはもったいないと思うし、子供たちの学力を向上させる、生活習慣を改善させるというのは、何も学校や教育委員会だけの仕事ではありませんので、家庭にも責任があるわけですから、そうした責任を果たしてもらう上で必要な情報を、できる限りすべての保護者に情報が到達するようにしていただきたいと思います。そのまま丸投げされる必要はないと思いますが、保護者も味方につけて、問題とされている点の改善をやっていきませんか、学校の先生がいかに努力しても、恐らくこの調査結果がねらいとしている様々な改善方法は実現できないだろうと思います。そういう方たちにも情報が行き渡るような工夫をして、また伝える情報の中身の集約というか、選択をよくした上で、説得力のある情報発信を検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

**【教育長】** 委員がおっしゃられるように、教育というと我々も学校教育を中心に今までやってきましたが、それだけではどうにもならないということで、生活習慣が手始めですが、やはり家庭や地域に入っていないと、子供たちの未来が危ない。ただ、いかんせん、お話のように、出てきていただけない、情報を受け取っていただけない保護者、これが我々の一番の悩みでもあり、どうしようかということです。教育ビジョンもまた御検討いただきますが、家庭、地域に対して我々は何を働きかけるべきなのか、今のところ手段があまりないのです。東京都医師会に御協力願って、妊産婦健診だとか乳幼児健診のときに声掛けをしていただくだなど、徐々に始めてはおりますが、決定打がないという状況にあります。

資料等はお出ししますので、どうやって我々の考え方を特に知っていただきたい家庭に届けるか、こういうことを御議論いただきたいと思います。

**【委員】** この調査ばかりではないのですが、今の教育長のお話からも分かりますが、教育現場から社会への発信ということについて工夫をしていきませんか、すべての問題を教育現場で抱え込む。それは問題解決にとって良い方向ではないと思います。

しかし、何が問題かを知っているのは実は学校現場のほかにはないということもまた事実だと思います。

したがって、今、教育長がおっしゃられた子供の子育てにあまり関心を持ってもらえない保護者の方々に危機感を持ってもらうことも含めて、何か良い方法を工夫していかなければいけない。個々の学校の先生は、これを言い始めるとそういう保護者たちとぶつかってトラブルになってしまうことを恐れて、なかなか言っていけないということもあるわけですから、そこを教育長なり学校長なり、それなりに責任を持てる立場の人たちが、情報を絞って、危機感を持ってもらえるような情報の発信の在り方を、この調査を含めて検討していくことがとても大事だと思います。

そうしないと、学校の先生はやっていられないと思います。大体、「早寝早起き朝ごはん」など、いつまでもやっていられないと思います。この間、私は品川区立源氏前小学校に「東京都教育の日」の事業視察に行きました。良い取組だと思います。しかし、悲しい取組ですね。朝、読書活動をしていたのをやめて、遊ばせる。そうしないと子供たちの目が覚めない。そうすると、子供たちは腹が減るからどうしても朝飯を食べるようになる。その結果、家庭の中でもちゃんと栄養のあるものを食べさせようと親が動き出す。こういう状況です。どうかしています。しかし、それを学校現場としてある程度受け止めなければ、学校での教育の実が上がらないという危機感を持って取り組んでいる。それが良い方向に流れている。それはそれなりに良い取組だと思いますが、やはりそれは悲しい現実だと思うのです。そういうことも含めて、どうやって家庭を動かしていくのか、一工夫しないと、本当に教育現場はやっていられないという感じがします。

【委員】 委員は驚かれるかと思いますが、数年前のデータで、「自分には、よいところがあると思いますか」という質問で、中国とアメリカと日本を比較したものがありました。私はあれが衝撃だったものですから、これは大分良くなってきていると思ったぐらいなのです。私は取るに足らない人間であるという問いに、イエス、ノーで答えるのですが、今、データがありませんが、たしかイエスがほかの国に比べて非常に多くて、私は非常に良いところがあるというのが1けただったと思うのです。私はあまりにショックで、週刊誌に2ページを使って書いたので覚えています。



これは自尊意識ということより、すべてのことにおいて自虐的であり過ぎるという気がしています。今、委員がおっしゃったように、家庭を動かすことと学校と両輪でやっていかなければいけないわけですし、確かに少しましになった、20.5パーセントなら良いかなと思いつつ見ていたのです。やはり地道に着実にやっていかないといけないということと、私は若干、自虐的なところから少し揺り戻しが来ているかなという気がしています。それは今までの教育現場、家庭が気が付き始めたということではないかと思っておりますので、一応御報告しておきます。

【委員長】 委員御指摘の平成13年、15年、19年の比較を文部科学省が行いましたので、全国版は出ています。サンプル数が全然違うので、私は統計上問題があると思うのですが、東京都はどうですか。平成13年、15年の独自のものは持っていますか。

【指導部長】 サンプルで行ったデータは多分残っていると思います。

【委員長】 質問紙調査のものを平成13年、15年、19年と並べてみれば、変化が分かり、委員の御質問には答えられると思います。全国的に見ると、サンプル数の違いはあれ、確実に良い方向に向かっており、私、中央教育審議会の委員を引き受けて13年になりますが、やっと光が見えてきたという気がしています。

【指導部長】 データを確認してみたいと思います。

【委員長】 是非よろしくをお願いします。

【委員】 これは全く別の視点からですが、1学級当たりの児童・生徒数と平均正答率との間の関連性が出ていて、このグラフをじっと見ますと、21人から25人が若干低くて、36人から40人というように数が増えていくごとに、少しずつではあるけれども、正答率が良いという意味ですが、学力が向上している。これは特筆すべきことであって、どこかにきちんと書いておいていただきたいと思います。

と申しますのは、OECDの調査結果を踏まえて、今、フィンランドブームが起きているのです。フィンランドはどうしていつも1位か2位なのだろうか。そのときに、もちろん親のほとんどが学校に期待しないと答えたからだ。これは日本と決定的に違うことで、まず教育というのは家庭でやるものだと。これは委員の御指摘と通ずるものがあると思います。

もう一つ大事なことは、フィンランドは少人数教育を行っているからだということ

を言って、30人学級の方が良いのだということに議論をすりかえられるおそれがありはしないかと思しますので、1学級に40人いる方が学力は若干上がるのだということを明記しておいてもらいたい。

【委員長】 私は反対です。いろいろな国の状況を調べても、確実に少人数学級の方が良い結果を産んでいます。英国などでも明らかです。確かに結果を見たときに、誤差内と考えるか、右上がりになっているから、今、委員の言われたようにとらえるかは難しいところですが、私の解釈では、日本の先生方は少人数学級に慣れていないのだと思います。最近、英国の状況を見てきましたが、彼らは27人ではだめだ、26人なら大丈夫だということすら言っています。いろいろ調査、研究をして、詰めていています。日本では大きな学級と小さな学級で指導方法が同じなのです。そういう状況もあるので、今、委員がおっしゃったように、必ずしも大きな方が良いという結論にはならない。現実にはいろいろな教育学者が調査していますが、確実に小さな学級の方が良い、これは確かです。もちろん小さな学級にすると良くない点も出てきます。しかし、学力に関してはほとんどの研究で少人数クラスの方が高くなるという結果が出ています。何が何でも小さい学級の方が良いとは申しませんが、大きい学級の方が良いという結論には賛成できません。

【委員】 お言葉を返すようではありますが、この時点で人数が多いからだめだということは言うてはならないということだけにしておいてください。

【委員長】 工夫の余地はあると思います。チームティーチングだとか、いろいろなことをやれば大きな学級でも良いし、集団がどんどん小さくなっていますから、大きいまま置いておくということはそれなりのメリットがあると思います。

【委員】 教員の数を増やして、1学級は例えば40人なら40人で良いですから、新任の先生はサブについて、2人で教えるとか、そういうやり方が良いのではないかと思います。先生の能力に格差があり過ぎるので、この辺もまた難しいと思って見えます。

【教育長】 全国版ではこういう分析が出ていないのです。議会等でもこの席でも、40人学級が良いとか、30人学級にしてほしいという要望があります。顕著な差があるのかどうなのか、分析してみた結果です。更に少人数指導をしているのか、チーム

ティーチングをやっているのか、習熟度をやっているのかも分析できれば本当は良いのですが、そこまでのデータは出てきません。今は学級規模だけで分析ができたものですから、あえて御報告をしたということです。

【委員長】 確かに委員御指摘のようにいろいろな問題がありますので、うかつに一辺倒に大きいクラスはだめだという結論は危険だと思います。その点については同感です。

先ほど申し上げた東京都の平成13年、15年の調査があるはずですから、それと平成19年の調査を比較してみてください。かなりいろいろなことが分かると思います。よろしくをお願いします。

【指導部長】 分かりました。

【委員】 親の教育について、この間も講演に行きましたら、親をどのように教育したら良いですかという質問が、参加した先生方やPTAからあったわけです。これは非常に悩ましい話で、それを育てた親は我々なので、我々も責任があるという思いがあるわけです。親学会というのができていて、前に検討してくれとお願いしましたが、効果があるかどうかは別にして、分析をして、利用価値があるのかも併せてをお願いします。

【委員長】 先ほど教育長がお触れになった点ですが、いつ親に接触をするかという問題を、中央教育審議会での心の教育の答申を出したときに、議論になりました。結局、唯一のチャンスは母子手帳を渡すときだけということになりました。それしかないんですね。それ以外には、興味のない保護者の方は出てきてくれないというデータが各地から集まってきました。ですから、どういう接触の機会を見付けるかということですね。

では、この件につきましては、報告として承ったということにさせていただきます。建設的な御議論をありがとうございました。

## 参 考 日 程

- (1) 定例教育委員会の開催

- |  |          |
|--|----------|
| 1月10日（木）午前10時                          | 教育委員会室   |
| 1月24日（木）午前10時                          | フロラシオン青山 |
| (2) 都道府県教育委員会連合会委員長・教育長協議会理事会（委員長・教育長） |          |
| 12月21日（金）午後 2時                         | フロラシオン青山 |
| (3) 年頭の挨拶（委員長）                         |          |
| 1月 4日（金）午後 1時30分                       | 教育委員会室   |

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長からよろしくお願いたします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の開催でございますが、次回は1月10日木曜日、教育委員会室にて予定しております。次々回は1月24日木曜日、ホテルフロラシオン青山にて予定しております。

委員長、教育長対象でございますが、都道府県教育委員会連合会委員長・教育長協議会理事会が12月21日金曜日、午後2時からホテルフロラシオン青山にて予定しております。

なお、委員長の年頭の挨拶が1月4日金曜日、午後1時30分から教育委員会室にてございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前10時50分)